

社会福祉法人 友仁会 役員報酬規程

趣旨

第 1 条

この規定は社会福祉法人 友仁会 役員規程第 16 条に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

役員

第 2 条

本規定における役員とは定款、役員規程 第 2 条に定められた者のうち、法人経営を分掌するため実際に勤務する者をいう。

改廃

第 4 条

本規定の改廃は、理事会にて行うものとする。

決定方法

第 5 条

報酬等は理事会で世間相場を勘案し、その総額を審議、協議した上で役員階層別に報酬額を理事会の承認を得て決定する。但し、法人運営の如何によっては減額をすることもある。役員が法人及び施設の運営の為に以下の業務にあたった場合は、(法人の人事労務、財務、運営等の職務を分掌するなど経営管理に携わる役員はその対象となるものであり、それらの役員に対しては必ずしも一般職員と同様な勤務体制を求めるものではないこと。)報酬を及び交通費を支払う事が出来るが、理事会・評議員会のみ勤務は下記の金額の半額とする。但し勤務実態を証明できる記録を残すことを条件とする。

報酬の種類

第 6 条

報酬は、原則として勤務実態に応じ実労働日数換算とし、役職の地位にあることのみによっては支給しない。

役員業務分掌

第 7 条

理事長職

- ・ 経営管理全般
- ・ 運営管理全般
- ・ 職員指導研修全般
- ・ 緊急時対応全般
- ・ 地域交流、営業全般

副理事長

- ・ 経営管理全般
- ・ 運営管理全般
- ・ 職員指導研修全般
- ・ 地域営業全般
- ・ 緊急時対応全般

常務理事

- ・ 運営管理全般
- ・ 職員管理全般
- ・ 職員指導研修全般

理事

- ・ 運営管理全般
- ・ 職員管理全般
- ・ 利用者預り金、現金出納長管理全般
- ・ 営繕業務管理全般
- ・ 緊急時対応全般

施設長兼務理事

- ・ 緊急時対応全般
- ・ 特別残業

監事

- ・ 緊急時対応全般
- ・ 監査全般

評議員

- ・ 緊急時対応全般
- ・ 外国人研修対応
- ・ 評議委員会
- ・ 地域交流全般

締切日および支払日

第8条

報酬は、前月 16 日から起算し、当月 15 日に締切って計算し 30 日（支払日が休日の場合はその前日）に支払う。

報酬額

第 9 条

理事長 5 万円

副理事長 4 万円

常務理事 4 万円

理事 3 万円

（但し、施設長兼務理事については月額上限 10 万とする）

監事 3 万円

（但し、会計監査時については日当 5 万円とする）

評議員 3 万円

（但し、施設運営管理業務は日当 1 万円とする（介護業務を除く））

附則

この規定は平成 29 年 12 月 1 日より施行する。